



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 栃木銀行
代 表 者 取締役頭取 仲田 裕之
(コード番号 8550 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 秋元 憲一
(TEL. 028-633-1241)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月開催予定の第123期定時株主総会における承認を条件として、定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当行は、取締役会に対する監査・監督機能の強化と、経営の意思決定及び執行の迅速化を図り、コーポレートガバナンスの更なる充実と企業価値向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日	2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月25日(予定)

以上

（下線部分は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 （条文省略）	第 1 条～第 3 条 （現行どおり）
（機関） 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。	（機関） 第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	削除
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 （条文省略）	第 5 条 （現行どおり）
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 11 条 （条文省略）	第 6 条～第 11 条 （現行どおり）
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条～第 17 条 （条文省略）	第 12 条～第 17 条 （現行どおり）
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
（員数）	（員数）
第 18 条 当銀行の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 （新設）	第 18 条 当銀行の取締役は、15名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>
（選任）	（選任）
第 19 条 当銀行の取締役は、株主総会において選任する。	第 19 条 当銀行の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u>
2 （条文省略）	2 （現行どおり）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
（任期）	（任期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第 20 条 取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
<u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u>	
（新設）	（削除）
（新設）	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>
	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
（取締役会）	（取締役会）
第 21 条 （条文省略）	第 21 条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当銀行には取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役中から選定する。</p> <p>3 取締役会長および取締役頭取は当銀行を代表する。取締役会はその決議により、取締役会長および取締役頭取のほか、その他の取締役のうち若干名を代表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>5 (条文省略)</p> <p>6 (条文省略)</p> <p>7 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役(削除)に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、<u>取締役(削除)全員の同意</u>があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</p> <p><u>4 第1項にかかわらず、監査等委員会を選定する選定監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当銀行には取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2 取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役は取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>3 取締役会長および取締役頭取は当銀行を代表する。取締役会はその決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、<u>取締役会長および取締役頭取のほか、その他の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>のうち若干名を代表取締役として選定することができ、代表取締役は各自銀行を代表する。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>をもって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第27条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第27条 <u>当銀行の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第28条 <u>当銀行の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(任期) 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(監査役会) 第30条 <u>監査役をもって監査役会を組織する。</u> 2 <u>監査役会に関する事項は、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規程</u>による。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約) 第34条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第28条 <u>監査等委員をもって監査等委員会を組織する。</u> 2 <u>監査等委員会に関する事項は、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p>(監査等委員会の招集) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときには、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第35条 <u>当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金処分) 第36条 <u>当銀行における毎事業年度の剰余金は、法令に別段の定めがある場合のほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度) 第31条 <u>当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金処分等の決定機関) 第32条 <u>当銀行は、剰余金処分等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当) 第38条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第33条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 <u>前二項のほか、剰余金の配当の基準日を定めることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第34条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>2026年6月開催の第123期定時株主総会終結前に監査役(監査役であったものを含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p>